

北信越フットボールリーグ運営要項(抜粋)

(北信越フットボールリーグ運営要項より、試合・選手資格・登録・移籍・罰則のうち、試合に関する部分を抜粋して以下に記す。)

15 試合形式

- 1) フィールドは原則として天然芝、若しくは人工芝とし、ピッチは105m×68mが望ましい。
- 2) ホームアンドアウェイ方式で行う。
- 3) 試合時間は90分(前後半45分、インターバル15分)とし、前半終了15分後を後半キックオフ時刻とする。
- 4) 試合のエントリーは18名以内とし、「12 リーグ登録」が完了した選手で、かつ、選手証を有する者とする。
(追加・移籍選手についても同様とする)
- 5) GKを含め5名までの交代が随時認められる。但し、交代予定者7名を試合開始90分前までにエントリー用紙に記入し提出する事。
- 6) 外国籍選手は交代予定者を含めて5名までを試合登録し、内3名までの出場を認める。
- 7) 勝者には3・引分けには1・敗者には0の勝点をそれぞれ与え勝点の多い順に順位を決める。ただし、勝点在同一の場合は次の順序により最終順位を決定する。
 - ①全試合のゴールディファレンス(得点-失点)
 - ②全試合の総得点数
 - ③当該チームの対戦成績(イ.当該チーム同士の勝点 ロ.当該チーム同士のゴールディファレンス ハ.当該チーム同士の総得点数)
 - ④上記によって決しない場合は、別途決定戦を行う。
- 8) ホームチームはリーグ指定の公認球を7ヶ使用しマルチボールシステムを採用する。(1ヶは新品球とする)
- 9) 競技規則は、原則当該年度の(公財)日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。
- 10) 国際サッカー連盟(FIFA)においてルール改正等があった場合は、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、当リーグ運用開始時期を決定し、適用する。
- 11) 1部リーグ優勝チームは「全国地域サッカーチャンピオンズリーグ」への出場権利と義務を得る。
- 12) 試合会場までの往復においての事故又は、試合中の選手の死亡事故等について、本リーグでは一切の責を追わない。

16 試合運営

- 1) リーグ戦はマッチコミッショナーが全てを統括する。
- 2) 試合運営はホームチームの運営委員が全てを統括する。
- 3) 試合開始90分前にピッチインスペクションを行う(マッチコミッショナー・審判団・運営責任者)
- 4) 試合開始90分前までにエントリー表(5部)を提出する。(提出後、試合開始前までは不測の事態等によりメンバーの変更(交代ではない)を認める場合がある。)
- 5) 試合開始70分前にマッチミーティングを開催する。
- 6) マッチミーティングには以下の者が出席する。
 - ①マッチコミッショナー
 - ②審判団(主審、副審、第4の審判)
 - ③両チーム監督及び運営委員またはチームスタッフ。やむをえない場合においてマッチコミッショナーが認めた場合のみ、チーム代表者が出席できるものとする。
 - ④ホームゲーム運営責任者
- 7) マッチミーティングは下記の事項を確認する。
 - ①選手資格の確認: マッチコミッショナーはあらかじめ提出され確認した電子選手証(写真付)をまとめた出力紙及びエントリー表(各チーム提出のリーグホームページ選手登録表と突き合わせて確認する。)についての確認をする。
 - ②出場停止者の確認・・・前節までの記録をホームゲーム運営責任者が用意する。
※ホームチームは前節までの順位表や警告退場の累積一覧を用意する。
 - ③ユニフォームの確認・・・正副2着を必ず持参し主審の判断を仰ぐ。
 - ④試合形式及びタイムスケジュールの確認・・・ホームゲーム運営責任者の電波時計に合わせる。
 - ⑤試合前後(ハーフタイム含む)のイベント確認
 - ⑥競技場の確認
 - ア 競技場内外の区別・・・報道関係進入区分も併せて確認。
 - イ 補助員の確認・・・ホームチームがボールパーソン6名以上及び担架要員4名以上を手配する。
 - ウ ベンチの確認・・・本部席よりピッチに向かって左がホームチームとする。
 - エ ベンチ入りの確認・・・交代選手7名+役員6名(監督、コーチ、トレーナー、通訳等)の13名以内とする。
なお、交代選手はビブス着用のこと。

- オ アップ場所等の確認。
- カ サポーター等観客に対しても進入区分や応援エリア等明確にする。
- キ 本部席・記録席・選手ロッカールーム・審判員控室・会議室の確認。
- ク 競技者及び運営者と観客並びに報道機関等との導線確保。
- ケ 横断幕掲出場所の確認（ゴール裏に掲出の場合はペナルティエリアラインより内側は掲出禁止）
- コ リーグ旗及びリーグバナーを掲出する。
- サ チーム旗を掲出することが望ましい。

⑦試合中のベンチからの指示・・・その都度1名のみ認める

- 8) 運営委員は事前にマッチコミッショナーや審判団に、ホームゲームのタイムスケジュール等、連絡を行う。
- 9) ホームチームより記録員を2名以上記録席に派遣し所定用紙に試合記録を記入する。
- 10) 試合終了後、運営責任者は試合記録の確認・署名したのち、アウェイチームにも確認を取り、主審・マッチコミッショナーの順に確認・署名してもらい、公式記録として完成させる。
※アディショナルタイム表示についてはJFA統一表記とする。
- 11) 試合終了後直ちに試合結果速報を事務局まで電話連絡する。また所定の書類をリーグ指定先へ当日中に投函する。（試合記録のみは当日FAXも併せて行なう）
- 12) 試合翌日正午までに試合記録をリーグホームページ入力する。
- 13) ホームゲームチームは緊急対策を確認しておく。
- 14) 試合中断時の対応、前半終了時の場合は成立。試合の中止は、主審がマッチコミッショナー、ホームチーム及びアウェイチームの運営委員（運営委員代理）の意見を参考の上決定する。但し、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームチームの運営委員が協議の上決定する。
- 15) 監督は有資格者とする。
- 16) ソックスの上にテープやバンテージを巻く、あるいはアンクルサポーター等を着用する場合、そのテープ等の色はソックスの主たる色と同じものに限る。
- 17) 試合時、スポーツドリンクの給水を認める。但し、使用グラウンドの規定に順ずるものとする。
- 18) 気温28℃を超える時期は、飲水タイムを設けることが望ましい。
①WBGT 28℃を超えた場合は、必ず飲水タイムを設けることとする。
②WBGT 31℃を超えた場合は、必ずクーリングブレイクを設けることとする。
③その他、気温の上昇が考えられる場合は、マッチコミッショナー、主審、運営責任者が対応を協議する。
- 19) マッチコミッショナー報告書及び緊急報告書については、指定先へ当日中にFAXする。FAX元を控えとし当日担当マッチコミッショナーにて保管することとする。

18 罰 則

- 1) 棄権
規律委員会が調査し、故意と判断できうる場合は実行委員会で審議決定し、リーグから除籍する。不可抗力と判断できうる場合は、実行委員会に諮り再試合とする。再試合の場合、会場の確保及び経費は、当該チームの負担とする。
- 2) 没収試合
没収されたチームの得点及び勝ち点は0点とし、没収時点で相手チームの得点に2点を加え、勝ち点は3を与える。その後の処置については規律委員会の決定による。
- 3) 累積警告数が3回になった選手は、次の1試合の出場を停止する。
- 4) 累積警告数が6回になった選手は、次の2試合の出場を停止する。
- 5) 累積警告及び、退場等で2度目となった選手は2試合出場停止し、その後の処分は規律委員会の決定があるまで出場を停止される。
- 6) 退場処分を命じられた選手は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退場となった選手は、同一大会の公式戦で処分を消化する。2試合以上の停止処分で年度内に消化できない場合は、直近の公式戦にて消化。それでも消化できなければ次年度に持ち越すこととする。長期に渡る処分については、(公財)日本サッカー協会懲罰規定に基づき北信越サッカー協会規律委員会で審議決定する。
- 7) 差別については(公財)日本サッカー協会懲罰規定に基づき、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き規律委員会で決定する。
- 8) 最終節において累積警告が3回で1試合出場停止の場合、翌年度に持ち越さない。
- 9) 最終節において累積警告が6回以上で2試合以上出場停止処分がある場合は次年度最初のリーグ戦において消化する。
- 10) 運営要綱の不履行が生じた場合は、原則として規律委員会で審議し、処分を決定する。ただし、重要事項については、(公財)日本サッカー協会懲罰規定に基づき、北信越サッカー協会規律委員会で審議決定する。この結果を受けて、実行委員会が総会にて報告する。

北信越フットボールリーグ運営要項 補足

4. 構成とチーム数

- 1) 1部8チーム、2部8チームを原則とする。
- 2) 上部リーグからの降格や、上部リーグへの昇格等当該年度に不測の事態が生じた場合は、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定し総会で報告する。

2) について補足

【例1】 J F L 昇格チーム1チームの場合

- 1部7位残留、8位降格
- 2部1位と2位共に昇格
- 2部7位残留、8位降格
- 北信越チャレンジリーグより2チーム昇格

【例2】 J F L 昇格チーム0チームの場合で、1部で1チーム消滅

- 1部7位残留、8位降格
- 2部1位と2位共に昇格
- 2部7位残留、8位降格
- 北信越チャレンジリーグより2チーム昇格

【例3】 J F L 昇格チーム2チームの場合

- 1部7位と8位共に残留（1部降格チーム無し）
- 2部1位と2位共に昇格
- 2部7位と8位共に残留（2部降格チーム無し）
- 北信越チャレンジリーグより2チーム昇格

5. チーム資格

- 7) 同一経営母体による複数チームのリーグ参加は各部1チームを上限に認める場合がある。その場合、選手スタッフ等運営に関わるチーム人員はそれぞれ重複することがないようにする。また参加前に実行委員会が調査し、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定し総会で報告する。また上部リーグより降格があって同一経営母体チームが2チームになった場合は、昇降格案を実行委員会で審議決定し、総会で報告する。

※同一経営母体とは、チームを運営する会社等が同一の場合を指し、実行委員会で調査し判断する。

7) について補足

同一経営母体で、1部、2部共に同リーグへの在籍は認めない。同一経営母体のチームの降昇格については下記例を参照ください。

(例1) Aチーム 2部在籍 2015年順位1位 1部昇格予定

Bチーム 県リーグ在籍 2015北信越チャレンジリーグ1位 北信越リーグ昇格予定

※この場合は、Aチームが翌年2部には在籍しない為、Bチームが北信越リーグへの昇格可能しかし、不慮の事故等々でAチームが降格の場合は、チャレンジリーグ順位繰上げとする。

(例2) Aチーム 1部在籍 2015年順位2位

Bチーム 2部在籍 2015年順位1位

Cチーム 県リーグ在籍 2015年県リーグ順位1位

※Bチームも1位だがAチームが1部に在籍する為、昇格できない。Cチームに関しても県リーグ優勝の場合、北信越チャレンジリーグへの参戦はできない。その場合、県リーグ次順位が出場権利を得る。

18. 罰 則

- 1) 累積警告数が3回になった選手は、次の1試合の出場を停止する。
- 2) 累積警告数が6回になった選手は、次の2試合の出場を停止する。
- 3) 累積警告及び、退場等で2回目となった選手は2試合出場停止し、その後の処分は規律委員会の決定があるまで出場を停止される。その場合、2回の警告は累積に加算しない。(懲罰規定〔別紙2〕第2条)
- 4) 退場処分を命じられた選手は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退場となった選手は、同一大会の公式戦で処分を消化する。2試合以上の停止処分で年度内に消化できない場合できない場合は次年度に持ち越すこととする。長期に渡る処分については、(公財)日本サッカー協会懲罰規定に基づき北信越サッカー協会規律委員会で審議決定する。
- 5) 差別については(公財)日本サッカー協会懲罰規定に基づき、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き規律委員会で決定する。
- 6) 最終節において累積警告が3回で1試合出場停止の場合、翌年度に持ち越さない。
- 7) 最終節において累積警告が6回以上で2試合以上出場停止処分がある場合は次年度最初のリーグ戦において消化する。
- 8) 運営要綱の不履行が生じた場合は、原則として規律委員会で審議し、処分を決定する。ただし、重要事項については、(公財)日本サッカー協会懲罰規定に基づき、北信越サッカー協会規律委員会で審議決定する。この結果を受けて、実行委員会・総会にて報告する。

警告に関する補足

- (例1) A選手 累積警告3枚後 出場停止1試合消化後 累積警告2枚後1発退場の場合 出場停止2試合 その後警告1枚で出場停止3試合
- (例2) A選手 累積警告1枚後 警告2枚で退場 出場停止1試合消化後 累積警告2枚で 出場停止2試合
- (例3) A選手 暴言により2試合出場停止後 累積警告3枚で出場停止3試合
※警告2枚での退場については、退場とみなし累積警告には該当しない